

水資源の保全対策に係るアンケート調査結果（速報）

- 水資源の保全のための新たな制度創設の検討及び水資源保全の規制に関する県と市町村の役割分担などについて、現時点での方向性を把握するため、市町村から回答をいただきました。
- 調査対象期間 平成24年6月27日～平成24年7月18日
- 回答率 58.4% (77市町村中 45市町村回答)

水資源保全における土地取引等の事前届出制度の創設について

問1 水源地及びその周辺の土地について、行政が関与できないまま売買された場合、問題が発生すると考えるか。

項目		市町村数	割合 (%)
1	問題がある	43	95.6
2	特に問題はない	2	4.4
合 計		45	100.0

〔問題がある主な理由〕

- ・水源地及びその周辺の土地について自由に売買されてしまうと、保全が必要な水源地域を公的に管理できなくなり、水資源の保全が図られなくなるおそれがある。
- ・水源地周辺の土地が売買されると、水源地への立入り自体ができなくなるおそれもある。
- ・水資源の保全を図ることが難しくなり、最悪の場合取水できなくなるおそれもある。
- ・水道用水などの水源地が仮に売買されると、水道供給が不能となる可能性があり、住民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される。
- ・周辺地が開発されることになれば、水源涵養能力がなくなるおそれがある。
- ・水資源の枯渇、汚染等が考えられる。

〔特に問題はない主な理由〕

- ・国有地内に水源があり、自由に売買できないため。

問2 水源地の土地取引について、行政が把握する仕組みが必要だと考えるか。

項目		市町村数	割合 (%)
1	事前に把握すべき	44	97.8
2	事後に把握すべき	1	2.2
3	把握する必要なし	0	0.0
合 計		45	100.0

〔事前に把握すべき主な理由〕

- ・土地取引を事前に把握することで、保全が必要な地域かどうか土地所有者等と確認ができ、必要な措置について協力を求めることができる。
- ・土地取引を事前に把握することで、土地所有者と協議し的確に対応できる。
- ・土地取引を事前に把握することで、保全が必要な水源地域の公有地化を優先的に進めることができる。
- ・土地所有者に対し、売り渡し予定地が重要な水源地域であり、保全が必要であることを説明し、公有地化への協力を求めることができる。
- ・取引土地の現況と利用内容の確認ができる。

〔事後に把握すべき主な理由〕

- ・回答なし

水源を守るための取水規制について

問3 水源地及びその周辺における現行制度以外（現行制度の拡充を含む。）に、地下水の取水規制は必要であると考えるか。

項目		市町村数	割合(%)
1	規制が必要	35	77.8
2	規制の必要はない	2	4.4
3	わからない	8	17.8
合計		45	100.0

〔規制が必要の主な理由〕

- ・地下水の無秩序な取水から、水道水源となっている地下水を保全するためには地下水の取水規制が必要である。
- ・水道水源としての地下水が無秩序に取水されると、水道水の安定的な供給・水質維持に影響を与える恐れがある。
- ・地域の唯一の水道水源（深井戸）付近に工業団地があり、工業用水としての井戸掘削の影響が懸念される。
- ・無制限の取水は、地下水の水位低下を招くおそれがある。
- ・すべての地下水利用者が、その地域における地下水の水収支を考慮し、涵養等地下水保全に取り組む必要があり、そのためには、取水規制も必要となる場合もあると考える。
- ・水資源については、公共の財産であり、これを保全するための規制は必要である。
- ・地下水を公の水と位置付け、無秩序な取水の規制が必要である。

問4 取水規制は誰が行うのがよいと考えるか。（問3で規制が必要と回答した35市町村に伺う。）

項目		市町村数		割合(%)	
1	国	16	(12)	37.2	(41.4)
2	県	14	(8)	32.6	(27.6)
3	市町村	13	(9)	30.2	(31.0)
合 計		43	(29)	100.0	(100.0)

※重複回答の市町村あり、()内は、重複回答の6市町村を除く。

〔国の主な理由〕

- ・現行では民法の規定により、地下水の所有権は土地所有者に帰属していることから、これを制限することは憲法で保障されている財産権の侵害につながる恐れがあるため、国が法律で地下水の取水を規制すべきと思われる。
- ・基本的な規制は、国が法律で定めるべきである。
- ・国が法整備を行い、具体的な規制は地方公共団体が行うことがよい。
- ・国で地下水をはじめとする水源を「公水」とする法整備を早期に実施して欲しい。

〔県の主な理由〕

- ・本来は国が特別法で地下水の取水を規制すべきであるが、国の法整備を待てない以上、水源地が多数存在する本県において、全県的な規制が早急に必要であるという観点から、県条例により規制することが必要と思われる。
- ・地下水域が市町村域を越えているため、県域での規制が必要である。

〔市町村の主な理由〕

- ・本来は国が特別法等で地下水の取水を規制すべきところであるが、国が法整備を行うのを待っていたのでは、民間企業等による大量の取水が行われるおそれがあるため、当面、水道事業を所管している市町村が、水道水源を保全するという観点から、市町村条例により規制することが必要である。
- ・地域の特性を理解している市町村が行うべきである。
- ・地域ごとの利用目的に応じた優先性を勘案する必要がある。
- ・県が水源地及びその周辺における地下水資源保全の指針を示し、市町村が例規整備して対応すべきである。

〔重複回答の主な理由〕

- ・本来は国が特別法等で地下水の取水を規制すべき所であるが、国が法整備を行うのを待っていたのでは、民間企業等による大量取水が行われるおそれがあるため、当面、市町村ごと、あるいは水源域が広範囲にわたる地域は、その地域ごとに取水規制をすることが必要である。